

◎公職選挙法の一部を改正する法律

(令和二年六月一二日法律第四五号)(衆)

一、提案理由(令和二年六月一日・衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会)

○逢沢議員 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、本法律案の趣旨について御説明をいたします。

町村の選挙においては、現行法上、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の三点について、条例による選挙公営の対象になっておりません。

本法律案は、町村合併の進行による選挙運動区域の拡大や、多様な人材の議会参加を促進する必要性の増大などの現状変化を背景に、地方からの要望があったことなどを踏まえ、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、その選挙公営の対象を市と同様のものに拡大するとともに、これまで公営拡大と供託金が関連して議論されてきたことを踏まえ、公営対象拡大に伴う措置として、町村議会議員選挙においても供託金制度を導入しようとするものであります。

次に、本法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、町村議会議員選挙及び町村長選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の三点を、条例による選挙公営の対象とすることといたしております。

第二に、町村の選挙において選挙運動用ビラの作成を公営の対象とするに当たって、町村議会議員選挙においてビラの配布を解禁することとし、その上限枚数は千六百枚とすることとしております。

第三に、町村議会議員選挙につきまして、供託金制度を導入することとし、その額は十五万円とすることといたしております。

第四に、この法律は、公布の日から起算して六カ月を経過した日から施行することとしております。

以上が、本法律案の趣旨及び内容でございます。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長報告(令和二年六月二日)

○山本拓君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、町村の選挙における立候補者の環境の改善を図るもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る選挙運動用自動車の使用並びに選挙

運動用ビラ、ポスターの作成について、条例による選挙公営の対象とすることとしております。

第二に、町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁することとしております。

第三に、町村議会議員選挙に供託金制度を導入することとしております。

本案は、去る五月二十九日本委員会に付託され、昨六月一日、提出者逢沢一郎君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきと決したものであります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告（令和二年六月八日）

○山谷えり子君　ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を拡大するとともに、町村の議会の議員の選挙においても供託金制度を導入する等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員逢沢一郎君から趣旨説明を聴取した後、町村選挙において選挙公営を拡大する趣旨、町村議会議員選挙に供託金制度を導入することの問題性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して伊藤岳委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。